



## 税など

### 縦覧台帳と固定資産課税台帳を ご覧になれます

#### ●縦覧台帳の縦覧

縦覧とは、納税者が自己の土地・家屋の価格を同一町内の他の土地・家屋の価格と比較し、所有する固定資産の内容などを確認するための制度です。

**縦覧期間** 4月1日(火)～6月2日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

**場所** 税務課

**対象** 町内に土地または家屋を所有する納税者

**内容** 町内の土地と家屋の所在地・面積・価格(所有者の名前や住所は除く)が記載された台帳の縦覧

※土地だけの納税者は土地の縦覧台帳、家屋だけの納税者は家屋の縦覧台帳に限りま。

**持ち物** 本人確認ができる書類など

#### ●固定資産課税台帳の縦覧

縦覧とは、納税義務者や借地人・借家人などが関係する固定資産について、固定資産課税台帳を縦覧できる制度です。

**縦覧期間** 4月1日(火)から年間通じて  
午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

**対象** 固定資産の納税義務者と借地人・借家人などの関係者

**場所** 税務課

**内容** 該当する土地・家屋などの固定資産課税台帳

**持ち物** ▼固定資産税の納税義務者：本人確認ができる書類など ▼借地人・借家人など：本人確認ができる書類などと借地人・借家人などであることが確認できるもの

#### ●固定資産税路線価図を公開

固定資産税の土地の評価について、納税者の人に理解を深めていただくために、固定資産税路線価を公開します。

**公開日** 4月1日(火)から年間通じて  
午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

**場所** 税務課

※全国地価マップのホームページ(<http://www.chikamap.jp/>)でも固定資産税路線価などを見ることができま。

**問** 税務課課税第二係

☎ 34・2113



## 暮らし・環境

### 浄化槽の清掃を行いましょ

浄化槽が正常な働きを保つためには、清掃(汚泥引き抜き)が必要であり、清掃作業は法律で年1回以上行うことが義務付けられています。

皆さんの生活に欠かせない、きれいな水質を維持するためにも、必ず清掃を行いましょ。

その際、必ず町の許可を受けた業者で行ってください。

**清掃料** 浄化槽の規模に応じた清掃料が必要です。

**申込先** おおやまと環境整美事業協同組合(浄化槽清掃許可業者)

☎ 0745・52・2982

**問** 清掃工場(環境管理課)

☎ 33・5003



## 健康・福祉

### 福祉タクシー制度の利用を

重度の障がいのある人に対し、タクシーの基本料金分の助成が受けられる利用券を交付します。

**対象者** 身体障害者手帳(1級・2級)または療育手帳(A1・A2)の交付を受けている人

**申込方法** 身体障害者手帳または療育手帳と印鑑を持って、健康福祉課障害福祉係へ。



※昨年度の福祉タクシー利用券を持っている人は窓口へお持ちください。

健康福祉課障害福祉係  
☎ 34・2090

### 4月から特別障害者手当・障害児福祉手当の手当額が変わります

平成25年全国消費者物価指数の実績値（対前年比0・4割）及び特例水準の段階的な解消（4月以降は▲0・7割）に伴い、手当額が見直されました。

#### 特別障害者手当の額

|         |
|---------|
| 3月まで    |
| 26,080円 |
| 4月から    |
| 26,000円 |

#### 障害児福祉手当の額

|         |
|---------|
| 3月まで    |
| 14,180円 |
| 4月から    |
| 14,140円 |

健康福祉課障害福祉係  
☎ 34・2090

### 4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額が変わります

平成25年全国消費者物価指数の実績値（対前年比0・4割）及び特例水準の段階的な解消（4月以降は▲0・7割）に伴い、手当額が見直されました。

#### 児童扶養手当の額

|          | 平成25年10～3月     | 4月～            |
|----------|----------------|----------------|
| 全部支給（月額） | 41,140円        | 41,020円        |
| 一部支給（月額） | 41,130円～9,710円 | 41,010円～9,680円 |

#### 特別児童扶養手当の額

|    | 平成25年10～3月 | 4月～     |
|----|------------|---------|
| 1級 | 50,050円    | 49,900円 |
| 2級 | 33,330円    | 33,230円 |

健康福祉課子育て支援係  
☎ 34・2098



### 子育て・教育

#### 3人乗り自転車の貸出



子育て支援の一環として、3人乗り自転車（幼児2人同乗用自転車）を貸し出します。幼稚園や保育所への送り迎えなどに活用ください。

**申込資格** 次のいずれにも該当する人

① 田原本町内に住所を有し、かつ、居住している人

② 平成26年5月1日現在、満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している16歳以上の人

③ 貸出自転車の保管場所を確保でき、安全確保を目的に次のとおり開催する「自転車安全運転講習会」を受講できる人

#### ● 自転車安全運転講習会

**日時** 4月24日（木）午前9時30分～

**場所** 町社会福祉協議会2階大会議室

**貸出期間** 5月1日～平成27年3月31日（1カ月単位で最大11カ月）

※土・日曜日、祝日に貸出や返却手続はできません。

**貸出総数** 5台（幼児2人同乗基準適合車・電動アシストタイプ）

※新車ではありません。

**利用料** 500円（月額）

**申込受付期間** 4月7日（月）～11日（金）

午前9時～午後5時

#### 申込に必要なもの

住所・氏名・年齢の確認できるもの（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）の写しと印鑑

#### 申込方法

所定の用紙に記入し、次の申込先へ直接申し込んでください。

※申込多数の場合は、抽選で決定します。ただし、キャンセル待ち名簿の登録は申込受付順となります。

**問・申込先** 町社会福祉協議会

☎ 34・2118